

平成 19 年 2 月 16 日

静岡市長 様

静岡市臭気指数規制検討専門委員会  
委員長 平井 一之

### 臭気指数規制基準についての意見書

静岡市の臭気指数規制導入における規制基準の設定について検討した結果を下記のとおり報告します。

#### 記

##### 1 規制基準の設定

( 1 ) 規制区域の設定 臭気指数の規制基準は市内全域（合併前の蒲原町の区域を除く。）を指定し、その基準値は市内一律とする。

##### ( 2 ) 規制基準値の設定

悪臭防止法（以下「法」という。）第 4 条第 2 項第 1 号に規定する敷地境界線の規制基準は、臭気指数 10 とする。

法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する気体排出口の規制基準は、法第 4 条第 2 項 1 号に定める規制基準を基礎として、法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。

法第 4 条第 2 項第 3 号に規定する排水の規制基準は、法第 4 条第 2 項第 1 号に定める規制基準を基礎として、法施行規則第 6 条の 3 に定める方法により算出した臭気指数とする。

##### 2 規制区域及び基準値の設定理由

##### ( 1 ) 規制区域の設定

現在の濃度規制については、葵区の都市計画区域外及び清水区の蒲原地域を「E 区域」に、それ以外の市域を「A 区域」として規制地域の指定をしている。

悪臭苦情は都市計画区域内でそのほとんどを占めているが、近年、都市計画区

域外、特に山間部に産業廃棄物の処理施設等が設置されたことにより悪臭苦情が寄せられるケースがある。人間が悪臭と感じる閾値はその臭気の種類により差はあるが、生活環境の保全という観点からは住環境の基準は一律であることが望ましい。

加えて都市計画区域の用途地域について見ると、工業地域の周辺を取り巻くように住居系の地域が隣接している状況であり、近年の都市構造の変化により、工業系の地域に住宅が増加するなどの実情と、工業地域の発生源から住居系の地域へ悪臭が広がっていくという実態から鑑みると「市内全域を一律の規制基準」とすることが適切であると考えらる。

## (2) 規制規準値の設定

敷地境界線の規制基準は、法施行規則第6条では6段階臭気強度表示法の臭気強度2.5から3.5に相当する臭気強度を基に臭気指数10から21の範囲で定めることとされている。現在、静岡市の物質濃度規制では、A区域、E区域の2つの区域ごとに特定悪臭物質の濃度が決められていて、A区域を臭気強度で示すと2.5となり、それを臭気指数に換算すると業種の違いにより10から15となる。E区域は臭気強度2.5から3となり、臭気指数は10から18となる。

静岡市と同じ物質濃度規制の基準を採っていた自治体をみると、合併前の浜松市は市内全域10に、富士市では、用途地域別に住居系は10、工業系は15、それ以外の地区は13に、それぞれA、E区から変更されている。政令指定都市においても、大阪市が平成18年度から臭気指数規制に移行し、市内全域に10の規制基準を採っている。

平成16年度から平成18年度に苦情が寄せられた発生源の実態調査では、臭気指数は10以上となっている。市民アンケートの結果をみても、約半数の人が日常的に悪臭を感じており、生活環境を向上させるためにも、規制基準値は法で定める範囲の下限である「10」にすることが望ましい。

## 3 付帯意見

(1) 本委員会としては、市内全域を一律の基準とするという意見に至ったが、蒲原地域(旧蒲原町地区)については、隣接する由比町、富士川町と同様に物質濃度規制によるE区域に指定されており、両町との調整が必要と考えるため、今般の臭気指数導入については、当面の間、現行の物質濃度規制とすることが望ましい。

(2) 臭気指数規制の施行に際しては、市民、事業者に対して臭気指数規制の周知徹底を図ること。又、事業者に対する指導については、特に小規模事業者の事業活動に配慮されたい。